

なら消費者ねっとニュース

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと 2024年1月

〒630-8043 奈良市六条2丁目17-6-11 コープふれあいセンター六条 2階

Tel/FAX:0742-93-7741

発行責任者 北條 正崇

HP <http://www.narasn.org/>

NO. 28



いよいよ「適格消費者団体」の認定へ

理事長 北條正崇



元日に発生した能登半島地震について、被災者の方々には心よりお見舞い申し上げます。

1日も早く被災者の方々の不安や苦しみが軽減されることをお祈り申し上げます。

皆様には昨年も大変お世話になりました、ありがとうございました。

当法人が目標としてきた「適格消費者団体」の認定に向けて、いよいよ大詰めの段階となっています。

「適格消費者団体」は、消費者に代わって不当な勧誘や契約を行っている事業者に対して差止請求の訴訟などをすることができる、内閣総理大臣の認定を受けた団体です。全国に25団体あります。

当法人は、約11か月間の消費者庁の事前相談を経て、令和5年10月13日に内閣総理大臣に認定申請をしました。同年12月13日には消費者庁の担当者による現地調査が行われ、本年1月4日に公告・縦覧手続も終了し、認定されるのを待つのみです。

ここにいたるまでに多大なるご支援を賜りました関係機関の皆様に改めて心より感謝と御礼を申し上げます。

今年度は奈良県より事業委託を受け、ネットでの広告に関するパトロール活動や奈良県にゆかり

のあるインフルエンサーに対して「ステマ規制」(景品表示法5条3号)がスタートしたことを案内する活動にも取り組んでおります。

今年も消費者の権利利益を擁護するための活動に誠心誠意取り組んでまいりますので、皆様には引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆になりましたが、皆様のご健康とご多幸を何よりお祈り申し上げます。



令和5年10月1日から「ステルスマーケティング」は景品表示法により規制されています。

SNSの投稿やレビューサイトの口コミは、一見すると事業者の表示（広告・宣伝）ではなく、消費者やインフルエンサーなどの第三者の表示に見えます。しかし、このような表示の中には実は商品・サービスを製造、販売している事業者が投稿している広告もあります。このように、広告であるにもかかわらず広告であることを隠すことをいわゆる「ステルスマーケティング」といいます。ステルス（stealth）とは「隠密」「こっそり行う」、マーケティング（marketing）は「商品やサービスが売れる仕組みをつくること」などを意味します。

ところで、景品表示法第5条では、消費者がより良い商品・サービスを自主的・合理的に選択することができるように、消費者をだますような不当な表示を禁止しており（第1号で優良誤認表示、第2号で有利誤認表示を禁止）、第3号では、「商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの」を禁止しています。

「ステルスマーケティング」では、消費者が、実際には企業の広告・宣伝であるにもかかわらず、第三者の感想であると誤って認識し、その表示の内容をそのまま受けとってしまい、自主的かつ合理的に商品・サービスを選ぶことができなくなるおそれがあります。

そこで、この度、新たに「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（令和5年3月28日内閣府告示第19号）が指定され、ステルスマーケティングが規制されました。「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示」であるにもかかわらず、一般消費者が事業者の表示であることを分からない場合には不当表示となります。

詳細については消費者庁が運用基準を定めていますので、ご参考になってください（QRコード参照）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/assets/representation_cms216_230328_03.pdf



あつまれ ECO キッズ！

2月9日奈良市はぐくみセンターで「おしえて ECO キッズ」が開催されました。当日10人の小学生とお金のことや環境のことを学びました。なら消費者ねっとは「お金のひみつと使い方」講座で電子マネーなど見えないお金をみんなで考えました。



お仕事選び



感想をだしあった



奈良市ポイントでお給料

あなたは
大丈夫？



お金がもどる、 お金がもらえる、 お金がもうかる話にご用心☘

老若男女を問わず、お金がもどってくる、大金がもらえる、お金がもうかる・・・といった話に乗せられて、逆にお金をだまし取られる事例が多く発生しています。

事例 1， 還付金詐欺

市役所職員を名乗って「保険料の還付金がある。ATM へ行って操作をしてください」と電話がかかってきた。言われたとおりにATMで操作したところ、還付金が戻ってくるどころか、自分の口座から見知らぬ口座に 50 万円を振り込んでしまっていた。(70 代女性)



事例 2，「大金が当たった」とのメール

スマホに「7 億円が当選しました」とのメールが届いた。返信すると、送金するための手数料として 3 万円をコンビニの電子マネーで支払ってほしいと言われた。言われた通りにしたが、さらに手続きが必要と言われ、今度は 5 万円を支払うよう言われている。(80 代男性)

事例 3， 副業サイト

「副業」を検索していたところ、「1 日 10 分の作業で簡単に稼げる」との広告が出てきて、LINE の友達登録したところ、100 万円のサポートプランを勧められた。お金がないと断ったが、「仕事を始めたらすぐに元が取れる」と消費者金融で借りるよう言われ、お金を借りて支払った。しかし言われたほどはもうからず、借金だけが残った。(30 代女性)



ココがポイント

POINT

還付金はATMを操作して受け取ることはできません。ATMで操作をさせる手口は間違いなく詐欺です。

申し込んでいない宝くじや懸賞に当選することもあります。そんな話も詐欺です。

また簡単にもうかる仕事ありません。仕事をエサに、高額な契約を持ちかける悪質な手口です。

みなさん、“おいしい話”に惑わされないよう、くれぐれもご注意ください。

家電製品の不当表示防止「正しい表示 店頭キャンペーン」

11月7日全国家庭電気製品公正取引協議会（家電公取協）と会員メーカー、会員販売店、行政が連携し家電製品の「正しい表示 店頭キャンペーン」が行われ、なら消費者ねっとも参加しました。

実施内容は、正しい表示の指導と啓蒙および実態調査対象商品のテレビ・冷蔵庫・洗濯機の店頭表示について調査しました。

午前は、奈良県内南北2班に分かれて二重価格表示、不当表示やおとり広告などの調査を行いました。また、事前にチラシで対象機種商品を絞り込み、「店頭価格、ポイント還元率との違い」「期間・販売数量限定商品などの表示」をチェックしました。

午後は、全体の調査報告がありました。阪神の優勝セール最中でしたが、店内は混雑なくスムーズに調査が出来ました。チラシ価格との相違はほとんどありませんでしたが、掲載商品の現物展示の遅れや、期間限定や価格カードのない商品や価格札の複数張り（3～4枚まで）などがありました。また、公正取引委員会の適正マークを確認しましたが、店頭の分かりやすい所に表示されている店舗が少なかったです。チラシ配布が少なくなり、ネットやダイレクトメールで情報を展開する店舗が増えて来ており時代の変化を感じました。



表示を正しく
家電公取協

2023年度第3回

双方向コミュニケーション研究会

「健全・公正で安心な市場づくり」の実現をめざし、消費者と事業者の「双方向コミュニケーション」の具体的なあり方を研究すると題して、適格消費者団体・特定適格消費者団体の消費者支援機構関西が主催する『2023年度第3回双方向コミュニケーション研究会』（同団体副理事長片山登志子座長）が2023年11月30日にエル・おおさか 南72号室でZoomとのハイブリッドにより開催されました。冒頭、日本ハムカスタマー・コミュニケーション株式会社ときんきビジョンサポートによる双方向コミュニケーションの「実践の場」が公開にて行われました。題材は、「食品ロス削減にむけた取組と最近の動き」として事業者側から食品ロスの発生の要因、賞味期限・消費期限の理解の促進の状況、3分の1ルールという商習慣の見直しの状況、「てまえどり」啓発、外食における「持ち帰り」の普及などについて説明があり、それを受けて消費者側から事業者のさまざまな取り組みへの関心とそれらに含まれない消費者から見た際の問題点などの意見が出され、食品ロスに対する理解が深まりました。また、消費生活ネットワーク新潟からの「双方向コミュニケーション」の新潟での展開、株式会社湖池屋とNPO法人友・遊との実践の勧めなどの紹介があったのち、「実践の場を広げるために必要なこと」と題して、全員で意見を出し合いました。

不当契約・不当勧誘などの 消費者被害やトラブル情報を お寄せください

なら消費者ねっとでは、消費者にとって不利益な契約や表示・勧誘などの事例を集めて、消費者の利益を害する事業者にお問い合わせや改善を求める申し入れを行っています。

情報をお知らせください。



受付アドレス info@narasn.org

なお、個別解決のご相談は「消費者ホットライン（188）」または、お近くの市町村消費生活相談窓口にご相談ください。

奈良県内の 特殊詐欺の発生状況

○令和5年度 11月末
被害件数 209件
被害額 約 5億5570万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より